

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

建築指導課

【告示】

- 令和四年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）

危機管理課

請

- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

- 特定施設の構造等変更許可申請

指導監査室

- 指定障害福祉サービス事業者の指定

治山課

- 保安林の指定施業要件の変更

水産課

- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

道路整備課

【公告】

- 道路の区域変更
- 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
- 土地改良区清算人の退任届
- 県営土地改良事業の工事完了

耕地課

- 土地改良区清算人の退任届

〃

- 県営土地改良事業の工事完了

監理課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正
(県例規集登載)

選挙管理委員会

【海区漁業調整委員会】

- 第五百三十五回岡山海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

【公安委員会】

- 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

警務課

- 拡声機等による暴騒音規制条例に基づく地域の指定の一部改正
(以上県例規集登載)

生活環境課

◎岡山県規則第十二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十七年岡山県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第百二条第二項」を「第百二条第二項第一号」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 省令第四十九条第二項第三号の規則で定める書類は、当該マンションが法第百二条第二項第二号若しくは第五号の国土交通大臣が定める基準に適合していないこと又は同項第三号若しくは第四号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類として知事が必要と認める図書又は書面とする。

第三条中「岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）第十二条第一項第一号の表に掲げる図書その他知事が必要と認める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）第十二条第一項第一号の表に掲げる図書

二 法第百二条第三項の規定による認定の通知書の写し並びに省令第四十九条第一項

又は第二項の申請書に添えた書類のうち、知事が必要と認める図書又は書面

三 その他知事が必要と認める図書又は書面

第六条中「（知事が別に定める軽微な変更を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

◎岡山県告示第九十四号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和四年度募集の要領は、次のとおりである。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 採用自衛官の区分
一般曹候補生
- 二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

- 1 令和四年三月一日から同年五月十日まで
- 2 令和四年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和四年五月二十日から同月二十二日までの間の指定する一日
- 2 第二次試験 令和四年六月十八日から同月二十二日までの間の指定する一日

七 試験場

1 第一次試験

- (1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- (2) 岡山コンベンションセンター（岡山市北区駅元町）
- (3) 岡山商工会議所（岡山市北区厚生町）

2 第二次試験

- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- (2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- (3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

3 右記については変更する場合がある。

八 採用予定時期

- 1 令和五年三月下旬から同年四月上旬までの間
- 2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四一二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第九十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 株式会社天満屋スポーツパートナーズ
住 所 岡山県玉野市下山坂1345番地
氏 名 代表取締役 川野日出生
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ
所在地 岡山県玉野市下山坂1345番地

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		変 更 前		変 更 後				廃 止	
種	類	66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（ロッジ1階 101号室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（ロッジ1階 102～111号室）		66の3ーハ 旅館業の用に供する入 浴施設（ロッジ2階 201～202号室）		66の3ーイ 旅館業の用に供するち ゆう房施設（ロッジ厨 房）	
能	力	420 L		220 L × 12基		600 L × 10基		710 L × 2 基		30食／日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続20時間		同左		同左		同左		断続7時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	0.5	1.0	5	6	7	10	1.6	2	2	3
	p H	5.8～8.6		同左	同左	同左	同左	5.8～8.6			
	B O D (mg/L)	20	30					200	300		
	C O D (mg/L)	20	30					200	300		
	S S (mg/L)	30	40					250	300		
	油 分 (mg/L)	3	5					30	40		
	T - N (mg/L)	15	20					30	40		
	T - P (mg/L)	2	4					15	20		
	大腸菌群数 (個/cm ³)	—	—					—	—		

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 特定施設から排出される汚水等の水量は、各特定施設からの排水量の合計を示す。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
なし

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	雨水(No. 1~6)	
	新設	
区分	通常	最大
水量(m ³ /日)	0	0
pH	-	
BOD(mg/L)	-	-
COD(mg/L)	-	-
SS(mg/L)	-	-
油分(mg/L)	-	-
T-N(mg/L)	-	-
T-P(mg/L)	-	-
大腸菌群数(個/cm ³)	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月4日から同月25日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

◎岡山県告示第九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 満栄工業株式会社
住所 岡山県加賀郡古備中央町下加茂1597
氏名 代表取締役 前田 貴広
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 満栄工業株式会社
所在地 岡山県加賀郡古備中央町下加茂1597

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後		廃止	
種	類	27-ニ 無機化学工業製品製造業の用に供する活性炭の製造施設のうち、洗浄施設 (A-3)		同左		27-ル 無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設 (A-2)		同左		27-イ 無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設 (A-4、A-5)	
能	力	6 t/日		同左		40m ³ /min		同左		A-4 : 3.7m ³ /h A-5 : 3.6m ³ /h	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		-		-		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		-		-		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		-		-		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	199.6	299.6	172	270	0.4	0.4	0.1	0.1	24	24
	p H	1.5~5.0		同左		3.0~4.0		同左		6.0~8.0	
	BOD (mg/L)	3	10			12	20			5	15
	COD (mg/L)	5	10			15	40			15	40
	S S (mg/L)	20	50			250	500			5	10
	油 分 (mg/L)	0.5未満	-	0.5未満	-	0.5未満	-	0.5未満	-	0.5	2
	T-N (mg/L)	0.5	5	20	30	10	20	10	20	0.5	2
	T-P (mg/L)	20	30	0.5	5	0.5	2	10	20	10	20
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区分	変更前				変更後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理施設				同左				
種類	排水処理施設				同左				
構造	コンクリート槽, 鋼材				同左				
主要寸法	2.5m×2.4m×1.9m×5槽 1.5m×2.0m×1.6m φ2.5m×4m				同左				
能力	345m ³ /日				同左				
処理の方法	中和+凝集沈殿				同左				
工事着手予定年月日	-				同左				
工事完成予定年月日	-				同左				
使用開始予定年月日	-				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (mg/L)	242.68	342.68	242.68	342.68	214.66	312.66	214.66	312.66
	p H	1.5~5.0		5.8~8.6		1.5~5.0		5.8~8.6	
	BOD (mg/L)	30	50	2	10	30	50	2	10
	COD (mg/L)	70	80	5	10	70	80	5	10
	S S (mg/L)	120	150	5	10	120	150	5	10
	油 分 (mg/L)	0.5未満	-	0.5未満	-	0.5未満	-	0.5未満	-
	T-N (mg/L)	25	70	25	70	25	70	25	70
	T-P (mg/L)	0.5	5	0.5	2	0.5	5	0.5	2
大腸菌群数 (個/cm ³)	-	0	-	4	-	0	-	4	

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. A				No. B'				No. C~E	
区分	変更前		変更後		変更前		変更後		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	242.7	342.7	214.66	312.66	0	0	2.8	2.8	0	0
pH	5.8~8.6		同左		-		5.8~8.6		-	
BOD (mg/L)	3	10			-	-	20	20	-	-
COD (mg/L)	5	10			-	-	30	30	-	-
SS (mg/L)	5	10			-	-	15	15	-	-
油分 (mg/L)	0.5未満	1			-	-	0.5未満	1	-	-
T-N (mg/L)	25	100			-	-	20	20	-	-
T-P (mg/L)	0.5	3			-	-	5	5	-	-
大腸菌群数 (個/cm ³)	0	4			-	-	3,000未満	-	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年3月4日から同月25日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び吉備中央町役場

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

◎岡山県告示第九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和の音色

2 所在地

岡山県玉野市玉原二―七―三四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ジョイライフ

2 所在地

岡山県玉野市玉原二―七―三四

三 指定年月日

令和四年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一五四三

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

◎岡山県告示第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労継続支援B型事業所 光憂庵

2 所在地

高梁市成羽町下原二四九番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人光優会

2 主たる事務所の所在地

総社市日羽四五四番地

三 指定年月日

令和四年三月一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇二八一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

総社市黒尾字追分八五五から八五八まで、八五九の一、八五九の二、八六〇のから八六〇の四まで、八六一の一から八六一の四まで、八六二から八六七まで、八六九、八七〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字追分八六〇の一・八六〇の二・八六一の一・八六二から八六六まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

◎岡山県告示第百号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和四年三月四日

加入区の名称 岡山加入区

岡山県知事

伊原木

隆

太

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

◎岡山県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 七曲井原線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
井原市高屋町字御室二一七六番三	地先から	新	五・八〇 二〇・〇	一四五・〇
井原市高屋町字御室二一七六番三	地先から	旧	五・八〇 一三・〇	一五四・〇
井原市高屋町字御室二一七六番三	地先から	旧	五・八〇 二〇・〇	一四五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下原船穂線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一	一地先から	新	七・〇〇 一〇・五	五二五・〇
倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七	地先から	旧	七・〇〇 一〇・五	五二五・〇

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七地 一地从先から 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七地 先まで	倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番一 一地从先から 倉敷市真備町川辺字小屋谷二九九六番九 地先を経て 倉敷市真備町川辺字東谷三〇四二番七地 先まで
旧	新
七・〇 一〇・五	六・二 九・五
五二五・〇	四八六・八

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

〔八三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

流幹川上（農地耕作条件改善（農業用排水施設）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和四年三月四日から同月二十五日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

〔八四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があった。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称
福井土地改良区

二 退任清算人
退任清算人氏名

住 所

小原 和三	津山市福井一三三
竹内 靖人	〃 〃 一一八三一
竹内 國夫	〃 〃 一〇〇四一
早瀬 博之	〃 〃 九五三
児島 悟	〃 〃 七八一

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

〔八五〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
 令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工種	完了年月日
和気(杉平用排水路)	農業用排水施設整備	令和二・三・二三
”(宇生用水路)	”	令和元・一二・二〇
”(塩田取水施設)	”	平成三一・三・一九
”(梶井頭首工)	”	平成二六・三・二八
”(坂本排水機場)	農地防災	令和二・三・一七
”(大田原排水機場)	”	平成二八・二・二五
”(大畑・陰平農道)	農道整備	平成三〇・三・二六
”(本農道)	”	令和二・三・一七
”(大谷下池)	農地防災	令和二・三・二三
大谷池	ため池	令和三・一〇・二五
今井池	”	令和二・一一・三〇
池田池	”	令和二・一一・三〇
柵原(松川池)	”	平成三〇・一一・三〇
”(榎本池)	”	令和二・五・二九
”(広高下池)	”	令和二・五・二九
”(谷河内池)	”	平成三一・三・一五
勝英第四	農業用排水施設	令和二・五・二八

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

〔八六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、新見市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和四年三月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市金谷地域	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量）	測量の種類
令和四年二月十八日	終了年月日

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

〔八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷺瀬四二八―一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島七六八―四ボンヌール・ラパン二〇二号室

井上 正男

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月九日岡山県指令建指第二九七号

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

〔八八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字北山西九五九―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央三丁目七―一〇五楠小路C棟一〇二

片山 彪志

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十二月七日岡山県指令建指第三三八号

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

〔八九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年三月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一〇〇一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市安江五五二一カーサドルチェ二〇二

浅原 健太

浅原 巴菜

三 許可年月日及び許可番号

令和三年十一月三十日岡山県指令建指第三二一号

◎岡山県選管告示第十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和四年二月二十二日から適用する。
令和四年三月四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム白亜館	都窪郡早島町早島四九六二一一一	を
特別養護老人ホーム和気えんじゅの里	和気郡和気町衣笠八三四一一	に改める。
特別養護老人ホーム白亜館	都窪郡早島町早島四九六二一一一	

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百三十五回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和四年三月四日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和四年三月十五日（火）

午後二時から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 知事管理漁獲可能量の設定について

第二号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計

画（第八次岡山県栽培漁業基本計画）の策定について

◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月四日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「子ども女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改め、同号エ中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改める。

第一条の第二十一号中「捜査第二課」を「組織犯罪対策第一課」に改め、同条第十五号中「航空隊」を「警衛警備対策室及び航空隊」に改める。

第三条第五項中「総務統括官」の下に「組織犯罪対策統括官」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 刑事部に組織犯罪対策統括官を置く。

第七条第五号中「及び企画」を「企画及び政策の評価」に改める。

第十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条第三項中「第一項第四号及び第五号」を「第一項第三号及び第四号」に改める。

第十五条第一項第二号中「子ども女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改め、同項第六号中「組織犯罪対策第一課」を「組織犯罪対策第二課」に改め、同項第十四号を削る。

第十六条（見出しを含む。）中「子ども女性安全対策課」を「人身安全対策課」に改め、同条に次の一号を加える。

八 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）の施行に関すること。

第十七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項中「第六号から第八号」を「第五号から第七号」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改め、同条第六号中「第四号」を「前号」に、「特別法令違反の取締り」を「生活安全部が所管する法令違反の捜査」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を削り、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 拡声機等による暴騒音規制条例（昭和五十九年岡山県条例第十四号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第十八条中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

第二十五条第一項第一号中「関すること」の下に「（組織犯罪対策第一課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二項を削る。

第二十七条第二号中「（組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四号から第七号までを次のように改める。

四 知能犯罪の捜査に関すること（特殊詐欺事件の捜査に関するものに限る。）。

五 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の

施行に関すること。

七 暴力団排除活動に関すること。
第二十七条に次の一項を加える。

2 特殊詐欺事件捜査室においては、前項第四号の事務をつかさどる。

第二十八条各号を次のように改める。

- 一 国際捜査共助に関すること。
 - 二 通訳センターの運営に関すること。
 - 三 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
 - 四 薬物乱用防止対策及び銃器総合対策に係る行政施策の推進に関すること。
- 第四十条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
- 2 警衛警備対策室においては、前項第七号（警衛に関するものに限る。）の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和四年三月十一日から施行する。

令和4年3月4日 岡山県公報 第12375号

◎岡山県公安委員会告示第二十四号

昭和五十九年岡山県公安委員会告示第四十八号（拡声機等による暴騒音規制条例に基づく地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和四年三月四日

岡山県公安委員会

「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改める。
附 則

この告示は、令和四年三月十一日から施行する。